

# 新潟高教組 新教連確定交渉②速報

2020年11月14日 全組合員配布

11月12日（木）県庁501会議室で新教連第2回確定期交渉が行われ、以下のポイントについて重点的にやりとりを行いました。

- ①労働条件改善 ②臨時教職員処遇改善 ③ハラスメント対応

## 「主な回答」

- ①「上限方針運用検証 11月中に開催」  
「時間外に予定されている業務について割振変更を調整中」  
「部活動ガイドラインの遵守は概ね良好」  
「勤務時間の過少申告はないものと認識」
- ②「臨時教職員給与上限撤廃、最後は予算。庁内調整を行っていく」
- ③「ハラスメントの調査を年間2回実施、上半期報告件数は7件」

① 策定時より確認していた運用検証の日程がようやく示された。学校へ「勤務時間の上限に関する方針」に係る調査、教職員の持ち帰り業務に係る調査が10月に実施されたが中身は出勤時間制限の取組状況と持ち帰り調査についても自己研鑽の時間を除くとし、数字のみ減らす取組のみとなっている。

勤務時間管理について、「時間外勤務の多い教職員に校長が改変指示」「教育委員会が土日勤務を削除するよう指示」という事例が他県で報告されている。過少申告については「ないものと認識している、もしそうであれば問題」と回答があったが、組合には「80時間を超えると管理職と呼ばれる」「自分が仕事をするのが遅いことが悪い」「どうやっても80時間を超えるのであきらめている」等のことから80時間を超えないように調整しているという話が聞こえている。勤務時間管理は使用者が自ら現認することにより確認することが基本とされていることから、管理職の勤務時間管理に対する意識と正確な趣旨の理解・説明を強く求めた。ありのままを申告できない状況こそ異常であり引き続き、正確な勤務時間管理を追求していく。「時間外に予定されている業務」の具体として「登校指導」「行事」「保護者面談」などが検討されていることがわかった。また、時間外勤務が減っている実感はないが、部活動ガイドラインは遵守されていることについて実態と報告に乖離があるのか、方針がおかしいのか等、調査をどう生かしていくのか等やりとりを続けていく必要がある。

② 臨時職員の給与の上限撤廃・私傷病休暇有給化について10日の地公労交渉において地公労の場で整理することが確認されたことから、教育委員会からも強く要望するよう求めた。教育委員会も大きな課題と認識しており、再度人事課へ要望することを約束した。

③ ハラスメント調査は管理職に対して、相談を受けた、発見をして対応したものを報告したもの。この調査の仕方では、実態が掴めていないと言いがたく、管理職からのハラスメントが含まれているのか非常に疑問である。組合は相談しやすい窓口等の整備を求めているが、総務課の回答は常に「必要性を含めて検討中」。引き続き、ハラスメント防止指針に対する周知と研修、環境整備にむけとりくむ必要がある。

新型コロナウイルス感染症の拡大が今後懸念されることから、家庭連絡等による時間外勤務や臨時休校に伴う授業時数確保に対する考えを確認した。時間外に業務が行われているのであれば、管理職が適切に対応しているか県教委には把握する責任がある。年間計画についてもすでにギリギリのスケジュールで運営が行われており、これ以上休業を削ることは実質不可能である。無意味に時数確保のみを優先させることのないように求めた。

今後の交渉予定

- 11月16日（月） 地公労確定交渉③（最終予定）  
11月26日（木） 新高教統一要求書交渉再交渉